

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区東水元三丁目2番2号

氏名 竹石産業株式会社

代表取締役 竹石 要佑

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年5月31日

許可の有効年月日 令和9年3月31日

複写不可

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び焼却による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理によるもの

(ア) 紙くず(石膏ボードに含まれるものに限る)、(イ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、(ウ) がれき類

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 焼却による中間処理によるもの

紙くず(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、処理施設、集塵機等の維持管理を徹底するとともに散水等により、周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年3月31日 新規許可

令和4年3月11日 変更届 (保管施設の変更)

令和4年5月31日 更新許可

令和4年10月24日 変更届 (代表者の変更)

令和5年1月5日 変更許可 (焼却による中間処理に係る紙くずの限定を削除)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

